

**消費税対策は早目の対応を! 消費税相談は“商工会へGO”
平成25年度消費税転嫁対策窓口相談等事業がスタートします。**

【各地区担当の消費税対策相談員】



県北地区
神馬 均



中央地区
佐藤 優



県南地区
片桐 勝栄

消費税については、平成26年4月に5%から8%に引き上げが予定されておりますが、本年度、本会ではこれに伴う対策事業を県内21商工会と連携しながら実施いたします。

本事業は、全国商工会連合会の受託事業で、消費者や取引先の力に比べ立場の弱い小規模事業者が価格転嫁できず、利益を削らざるを得なかったり、納税資金の調達に窮したりすることがないように、全県商工会が一丸となって、従来の経営課題も含めた集中支援を展開していくこととしております。

具体的には、各商工会に相談窓口を設置、事業者向け講習会の開催や税理士・専門家派遣を行うとともに、県連に3名の消費税対策相談員を常駐させ、啓発巡回や相談窓口の総合的な対応を図っていく等、経営課題に応じた多様な支援を実施してまいりますので、消費税引き上げに関する相談はお近くの商工会へ相談ください。

平成25年度
春の叙勲

〈 瑞宝単光章 〉

齋藤 守一(藤里町商工会員)
三浦 勝二(美郷町商工会員)

〈 黄綬褒章 〉

鈴木 喜亮(大仙市商工会総代)

会員福祉共済キャンペーンがスタートしました

商工会の会員福祉共済は、万が一の事故・けがから会員の皆様をお守りする共済制度です。

下記の推進期間中に、傷害及びがん重点補償のいずれか一方に新規加入して頂いた場合には、もれなく「**500円の図書カードを贈呈**」いたします。

ぜひこの機会に、ご自身、ご家族の保障、従業員の福利厚生のために、“商工会の会員福祉共済”で経営セーフティネットを見直してみませんか。

【推進期間】平成25年6月1日～平成26年1月31日加入分
【対象契約】傷害及びがん重点補償プラン



地域資源と経営革新=身近な地域資源の再発掘・再定義=

秋田県商工会連合会 嘱託専門指導員 吉田 健一 氏 寄稿

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(中小企業地域資源活用促進法)が平成19年に施行されて以降、中小企業の地域資源を活用した商品開発に対する関心は増加傾向にあると考えます。

国の支援施策を通じた補助金、金融、税制面などの支援措置の他、秋田県の支援施策としても、中小企業者等の地域資源を活用した商品品開発、販路拡大等の取り組みに対する助成金等の支援措置を講じております。

本施策の特徴としては、各都道府県ごとに指定を受けた、「地域として相当程度に認識されている農林水産物又は鉱工業品・製品技術、あるいは観光資源等」の品目を活用する点にあります。

この法律の柱の1つには、中小企業者による「域外」市場を狙った新商品開発・事業化に対する支援を行うことにあります。ここでいう「域外」には、首都圏や大都市、さらには海外市場への展開も含まれます。

秋田県の地域資源として、農林水産物については46件、鉱工業品・製品技術が37件、観光資源が62件指定されており、各市町村単位での品目指定となっております。

農林水産物の地域資源品目について見ると、米、そば、大豆、菜の花は、秋田県全域での指定品目です。

前述のように、この法律の目的は、こうした地域の資源を中小企業が活用し、独自性のある差別化された商品を産みだし、首都圏や大都市、さらには海外市場への展開も視野に入れた取り組みを支援するところにあります。

近年、経済のグローバル化、物流技術・通信技術の進歩などにより、国内と海外の市場に境目がなくなりつつあり、海外商品や国内他産地商品を手軽に購入できる環境は今後も益々進展するものと考えます。

海外商品や国内他産地商品との競合ではない、地域ならではの商品・サービスの開発は、差別的優位性を発揮する上で重要な取り組みであると考えます。

前述の中小企業支援施策の利用については、地域産業資源品目の活用が要件となります。

しかし、自社の新商品開発、新サービスの開発等の取り組みを行う上では、地域資源に指定された品目のみならず、地域の特徴として自慢のできる伝統食や、素材、身近な癒しスポットなどを再発掘・再定義し、自社の商品開発・サービス開発に活かすことも経営革新を図る上での1つの方向性であると考えます。